

指定区画外の使用料について

別図に示す A 部分のうち、斜線の範囲に精算機や案内看板を設置することを許可します。

設置の際は、以下に示す使用料を応募価格とは別途お支払いください。

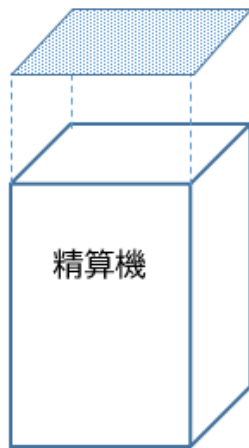
なお、使用料の請求は応募価格・区画外使用料を一括して行います。

工作物の種別	m ² あたり単価(月額)	根拠条例
精算機	500 円	伊丹市行政財産使用料条例
看板等※	356円	伊丹市道路占用料条例

※看板の大きさ(表示面積)に単価を乗じてください。

使用許可申請書提出の際に工作物の計画書を提出して頂き、使用料総額を決定します。

投影面積(精算機を上から見た時の面積)×単価



掲示面積×単価

